人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナー

6月1日は「人権擁護委員の日」

◆人権擁護委員とは

人権擁護委員は、国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する民間の人たちで、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をボランティアで行っています。

現在、市内では、21人（4月1日現在）が活動しています。

◆主な活動内容

①常設・特設の人権相談

②「子供の人権SOSミニレター」

小中学生からの手紙などによる人権相談。

③人権の花運動

草花の育成を通した人権意識・情操育成を目的に、花の種を配布。

④人権教室

小・中学校や幼稚園、社会福祉施設などを訪れ、人権に関する劇や紙芝居などを通じた人権啓発。

⑤全国中学生人権作文コンテスト

豊かな人権感覚を身につけることを目的に、日常生活などでの人権に関する体験の作文を募集。

人権擁護委員一覧 H31.4.1 現在

氏　名	住　所
小山　一廣	通　町
今井　晃	松　江　町
長廣嘉代子	築　添　町
山内　郁子	長　田　町
小薮　裕子	大　福　寺　町
寺田　公子	古　閑　中　町
山中美紀代	高　下　西　町
水野潤一郎	高　植　本　町
今田　桂子	郡　築　一　番　町
秋岡美樹夫	宮　地　町
山田　健二	日奈久山下町
萼（はなぶさ）　珠美	坂本町坂本
宮﨑　広美	坂本町西部
上田　護	千丁町古閑出
河崎　祥子	鏡町下有佐
村﨑　公生	鏡　町　鏡　村
廣松　泰子	鏡　町　貝　洲
太江田久子	東　陽　町　南
吉田　和人	東　陽　町　南
上田　優子	泉　町　下　岳
竹村　博文	泉　町　栗　木

？どんなことを相談できるの

- 高齢者への虐待
- 近隣とのトラブル
- 学校や職場でのいじめ
- 相続問題
- 女性や外国人に対する差別
- インターネットでの誹謗中傷

など、多岐にわたる相談ができます。

！人権侵害による被害者の救済

被害者から「人権を侵害された」という申告を受けた場合、法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査・救済に当たります。また、当事者の主張などを調整して、円満な解決を図ることも行います。

人間関係や近所付き合いなどで悩み、困っているけれど、誰に相談したらいいか分からない。そんなときは人権擁護委員に相談ください。

問合せ　熊本地方法務局八代支局☎32－2654
人権政策課☎30－1711

常設人権相談所

開催日：毎週月、水、木、金曜日（午前９時～午後４時）
会　場：熊本地方法務局八代支局
相談員：人権擁護委員、法務局職員

特設人権相談所

5月31日㈮	代陽コミュニティセンター各支所にて同時開設
12月　3日㈫	千丁支所
12月　4日㈬	代陽コミュニティセンター鏡支所
12月　5日㈭	坂本支所
12月10日㈫	泉支所
12月11日㈬	八代市定住センター（東陽）

時　間：午前10時～午後３時
相談員：人権擁護委員

人権・心配ごと相談

開催日：毎月第１金曜日（午前10時～午後３時）
会　場：本庁仮設庁舎
相談員：人権擁護委員

近年施行された、人権に関する3つの法律を知っていますか

日本では、近年さまざまな差別に対する法律が施行されています。
人権課題について、一緒に考え、差別や偏見のない明るい社会を作りましょう。

※法律名については通称名を記載しております。

○障害者差別解消法（平成２８年４月１日施行）

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的としています。法律では、行政や事業者などに対し、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

※合理的配慮とは、社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。

○ヘイトスピーチ解消法（平成２８年６月３日施行）

この法律は、外国人に対する差別的言動の解消を目的としています。民族や国籍などの違いを超え、互いに人権を尊重しあう社会を共に築いていきましょう。

○部落差別解消推進法（平成２８年１２月１６日施行）

この法律は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。部落差別などの同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

問合せ　人権政策課　☎30－1711